

議決された 主な議案

今定例会では、市長から三十四件の議案が提出されました。主な議案の内容は次のとおりです。

条例関係議案

【条例の制定議案】

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例
携帯電話やPHS等の中継基地局の設置等に関する手続等に関し、必要な事項を定めようとするものです。

その主な内容は、第一条で、事業者が近接住民等に対し事前に携帯電話等中継基地局の設置等について説明する責任を明確にし、もって市民と事業者との紛争を未然に防止することを目的とする旨の規定を、第二条では、用語の定義についての規定を、第三条から第五条では、市、事業者及び近接住民等の責務についての規定を、第六条では、事業者は、当該設置等の工事着手する日の六十日前までに計画書を市長に提出しなければならぬ旨の規定を、第七条では、事業者は、近接住民及び地縁団体を代表する者に工事計画の概要を説明し、周知及び理解を得よう努めるとともに、近接住民説明実施報告書及び地縁団体説明実施報告書を市長に提出しなければならぬ旨の規定を、第八条では、市長は、近接住民説明実施報告書の開示請求に応じ、また地縁団体説明実施報告書を一般の閲覧に供する旨の規定を、第九条では、市長は、近接住民等と事業者との紛争が生じたときは、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、あつせんまたは調停を行い、紛争の調整に努める旨の規定を、第十条では、市長は、計画書及び説明実施報告書の提出をせず、または虚偽の記載をして提出した者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる旨の規定を、第十一条では、本条例の施行に関し、必要な事項は規則に委任する旨の規定をそれぞれ定めようとするものです。

告書を市長に提出しなければならぬ旨の規定を、第八条では、市長は、近接住民説明実施報告書の開示請求に応じ、また地縁団体説明実施報告書を一般の閲覧に供する旨の規定を、第九条では、市長は、近接住民等と事業者との紛争が生じたときは、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、あつせんまたは調停を行い、紛争の調整に努める旨の規定を、第十条では、市長は、計画書及び説明実施報告書の提出をせず、または虚偽の記載をして提出した者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる旨の規定を、第十一条では、本条例の施行に関し、必要な事項は規則に委任する旨の規定をそれぞれ定めようとするものです。

な、付則において、本年四月一日から施行しようとするもので、経過措置として、本条例の施行日前に設置等の工事に着手した携帯電話等中継基地局については本条例を適用しないこととする。また、鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部改正を行い、携帯電話等中継基地局の設置等を条例の対象とするものです。

【条例の一部改正議案】
鎌倉市常勤特別職員給与に関する条例
本市の財政状況等を踏まえ、市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置として、平成二十一年十一月一日に市長であった者の任期に係る在職期間の間、市長にあっては、給料月額及び地域手当の額から百分の十を、副市長にあっては百分の七を、それぞれ減額しようとするもので、本年四月一日から施行しようとするものです。

【条例の廃止議案】
鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例
平成二十二年度から国の施策として、高等学校授業料を実質無償化することを踏まえ、本市がこれまで実施してきた高等学校生徒の保護者を対象とした奨学金制度を廃止するに当たり、その財源の一部としていた鎌倉市奨学基金を整理するため、条例を廃止しようとするもので、本年四月一日から施行しようとするものです。議会では、少数の賛成により原案を否決しました。

【条例の制定議案】
鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例
携帯電話やPHS等の中継基地局の設置等に関する手続等に関し、必要な事項を定めようとするものです。

【条例の一部改正議案】
鎌倉市常勤特別職員給与に関する条例
本市の財政状況等を踏まえ、市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置として、平成二十一年十一月一日に市長であった者の任期に係る在職期間の間、市長にあっては、給料月額及び地域手当の額から百分の十を、副市長にあっては百分の七を、それぞれ減額しようとするもので、本年四月一日から施行しようとするものです。

【条例の制定議案】
鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例
携帯電話やPHS等の中継基地局の設置等に関する手続等に関し、必要な事項を定めようとするものです。

【条例の一部改正議案】
鎌倉市常勤特別職員給与に関する条例
本市の財政状況等を踏まえ、市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置として、平成二十一年十一月一日に市長であった者の任期に係る在職期間の間、市長にあっては、給料月額及び地域手当の額から百分の十を、副市長にあっては百分の七を、それぞれ減額しようとするもので、本年四月一日から施行しようとするものです。

工事請負契約の締結

大船駅西口公共広場等整備工事についての請負契約を、横浜市西区北幸二丁目八番十九号、西松建設株式会社横浜支店と締結しようとするもので、契約金額は四億四千六十八万五千円です。工事のしゅん工期限は平成二十三年三月の予定です。



手前バス乗り場の奥が公共広場予定地

工事請負契約の変更

平成二十一年二月定例会において議案第六十三号で議決した、大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備工事大船駅西口地区の契約金額を変更しようとするものです。

変更の理由は、大船駅西口公共広場の整備に伴い、階段等の工事内容を変更しようとするもので、変更内容としては、当初の契約金額十二億八千六百二十五万円に、今回消費税及び地方消費税を含む六千九百九十九万九千円を増額し、変更後の契約金額を十三億五千六百五十九万九千円にするものです。

【条例の制定議案】
鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例
携帯電話やPHS等の中継基地局の設置等に関する手続等に関し、必要な事項を定めようとするものです。

【条例の一部改正議案】
鎌倉市常勤特別職員給与に関する条例
本市の財政状況等を踏まえ、市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置として、平成二十一年十一月一日に市長であった者の任期に係る在職期間の間、市長にあっては、給料月額及び地域手当の額から百分の十を、副市長にあっては百分の七を、それぞれ減額しようとするもので、本年四月一日から施行しようとするものです。

【条例の制定議案】
鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例
携帯電話やPHS等の中継基地局の設置等に関する手続等に関し、必要な事項を定めようとするものです。

【条例の一部改正議案】
鎌倉市常勤特別職員給与に関する条例
本市の財政状況等を踏まえ、市長及び副市長の給与の暫定的な削減措置として、平成二十一年十一月一日に市長であった者の任期に係る在職期間の間、市長にあっては、給料月額及び地域手当の額から百分の十を、副市長にあっては百分の七を、それぞれ減額しようとするもので、本年四月一日から施行しようとするものです。



JR大船駅側イメージ(合成)

不動産の取得

一つは、鎌倉市土地開発公社が代行取得していた鎌倉広町緑地用地を取得するものです。土地の所在は、鎌倉市腰越字室ヶ谷八百十二番ほか十

八筆で、地目は山林、田、宅地、畑及び雑種地、面積は二万九千七百〇三平方メートル、取得価格は六億二千四百九十九万二千九百九十二円です。もう一つは、同じく鎌倉市土地開発公社が代行取得していた鎌倉中央公園拡大区域(台峯)用地を取得するものです。土地の所在は、鎌倉市山崎字台峯二千七百五十三番ほか二十五筆で、地目は山林、田及び宅地、面積は二万八千五百三十五・二四平方メートル、取得価格は六億四千六百八十八万六千二百六十六円です。議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

補正予算

今定例会では、平成二十一年度一般会計及び五特別会計補正予算が提出されました。議会では、補正予算議案すべてを総員の賛成により、原案を可決しました。



【一般会計補正予算(第六号)】
補正の主な内容は、財政調整基金への積立金、国民健康保険事業特別会計への繰入金、私立保育所入所事業に係る経費及び小学校施設管理事業に係る経費などを増額するとともに、後期高齢者医療事業への繰入金、下水道事業特別会計への繰入金、大船駅西口整備事業の経費、中学校施設整備の経費、文化財保護整備の経費及び各事業の執行差金など各種経費を減額し、歳入歳出それぞれ十五億五千九百三十万円を減額するものです。

- ◆ **一般会計補正予算(第七号)**
補正の主な内容は、市営住宅において火災が発生したため、原状復旧するための維持修繕費の追加をするもので、歳入歳出それぞれ一千九百五十万円を追加するものです。
- ◆ **下水道事業特別会計**
各種経費の入札差金の減額など、歳入歳出ともに三億五千九百六十万円を減額するものです。
- ◆ **国民健康保険事業特別会計**
一般被保険者療養給付費の増額など、歳入歳出ともに五億二千三百四十万円を追加するものです。
- ◆ **老人保健医療事業特別会計**
医療給付費及び医療費支給費の減額など、歳入歳出ともに五千七十七万円を減額するものです。
- ◆ **介護保険事業特別会計**
介護給付等準備基金積立金の経費及び介護給付費負担金等返還金を増額するとともに、保険給付費を減額し、歳入歳出ともに一億一千六百三十万円を追加するものです。
- ◆ **後期高齢者医療事業特別会計**
広域連合納付金の減額など、歳入歳出ともに四千二十万円を減額するものです。

鎌倉市議会からのお知らせ

◆ **かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内**
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◆ **請願・陳情の出し方**
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

請願と陳情の違い…請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。
提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当
電話：0467-23-3000 内線2448
FAX：0467-23-5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集後記

本号では、「鎌倉市の平成二十二年度予算」について特集しました。

松尾市長就任後、初めての予算は、市税収入が昨年度より十億円減という厳しい財政状況の中で、市民生活の安定とより良い市政運営を行うために議会として予算修正を行いました。

その結果、鎌倉市として初めての修正予算が可決・成立しました。

いまだに景気回復の実感のない中で執行されなければならない平成二十二年度予算について、議会の機能を発揮し

- たものと考えます。
本予算が真に市民のための予算となり、将来の鎌倉をつくりゆく源となり得るよう、責任ある議会の立場として、しっかりとチェックしてまいります。
- (西岡 幸子)
- 議会広報委員会
委員長 高野 洋一
副委員長 石川 敦子
委員 長嶋 竜弘
委員 西岡 幸子
委員 飯野 眞毅
委員 池田 実
委員 中村聡一郎